

伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）に基づく、市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合（以下「組合」という。）に対し、組合事業の円滑な実施に資するため、予算の範囲内で利子補給金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(利子補給金の対象)

第2条 利子補給金の対象は、組合が、法に基づく第一種市街地再開発事業の用として金融機関から借り入れた借入金及び当該借入金に係る利子の支払いのために金融機関から借り入れた借入金に係る利子として、組合が金融機関に支払う額とする。

(交付の要望)

第3条 組合の理事長は、伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金交付要望書（第1号様式）を利子補給金の交付を受けようとする年度の前年度10月末日までに市長に提出しなければならない。

(内定通知)

第4条 市長は、前条の規定による利子補給金の交付の要望があったときは、組合の活動内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、利子補給金を交付すべきものと認めたときは、利子補給金の予算措置を行い、当該予算の議決後その旨を伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付の申請)

第5条 前条第2項の規定により内定通知を受けた組合の理事長は、規則第5条第1項の規定による伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 金銭消費貸借契約書の写し

(交付の決定)

第6条 市長は、規則第6条の規定により、利子補給金を交付すべきものと決定したときは、規則第8条の規定による伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(変更交付の申請)

第7条 前条の通知を受けた組合の理事長が、利子補給金の交付申請額を変更しようとするときは、伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金変更交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 金銭消費貸借変更契約書の写し

(変更交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果交付する利子補給金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金変更交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第9条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（利子補給金の交付）

第10条 利子補給金は、当該利子補給の対象である利子の支払後において交付するものとする。

2 組合の理事長は、前項の規定により利子補給金の交付を受けようとするときは、伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金交付請求書（第7号様式）に伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金交付決定通知書又は伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金変更交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金実績報告書（第8号様式）により、当該利子補給の対象である利子の支払後30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて利子補給金の確定を行った結果、第6条の交付決定の額（第8条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

附 則（平成11年伊勢原市告示第60号）

この告示は、公表の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成14年伊勢原市告示第139号）

この告示は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（令和3年4月30日告示第111号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年度伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金
交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

要望者名称及び
代表者氏名

年度において、伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金の
交付を要望します。

交付要望額 千円

（注）予算案及び事業計画案を添付してください。

年 月 日

様

伊勢原市長 印

年度伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金
内定通知書

年 月 日付けで要望のありました伊勢原市市街地再開発組合
事業借入金利子補給金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、
年 月 日までに伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金
交付申請書を提出されるよう通知します。

交付予定額 千円

（事務担当は、 ）

第3号様式（第5条関係）

年度伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金
交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 千円

（注） 経費の配分及び事業計画書並びに収支予算書を添付してください。

伊勢原市指令第 号
年 月 日

様

伊勢原市長 印

年度伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市市街地再開発組合
事業借入金利子補給金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定
に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 補助金交付決定額 千円
- 2 交 付 条 件

（事務担当は、 ）

第5号様式（第7条関係）

年度伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金
変更交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金の変更交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

変更交付申請額 千円

（注） 経費の配分及び事業計画書並びに収支予算書を添付してください。

伊勢原市指令第 号
年 月 日

殿

伊勢原市長 印

年度伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金
変更交付決定通知書

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査
しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

- 1 変更交付決定額 千円
(変更前の交付決定額 千円)
- 2 交 付 条 件

(事務担当は、)

年度伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金
交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名



交付決定のありました伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付決定通知額 千円

2 既交付額 千円

3 今回交付請求額 千円

4 未交付額 千円

5 添付書類

伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金交付決定通知書の写し

伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金変更交付決定通知書の写し

（注）上記のいずれかにレ印をつけてください。

年度伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金
実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金に係る実績を
次のとおり報告します。

交付決定額	千円
実績額	千円
不用額	千円

（注） 事業成果報告書及び収支決算書（見込み）を添付してください。

伊勢原市指令第 号
年 月 日

殿

伊勢原市長 印

年度伊勢原市市街地再開発組合事業借入金利子補給金
確定通知書

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

- | | |
|--------------------|----|
| 1 利子補給金交付（変更交付）決定額 | 千円 |
| 2 利子補給金確定額 | 千円 |

（事務担当は、 ）